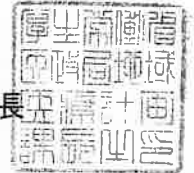


医政地発 1225 第 4 号
障精発 1225 第 2 号
令和元年 12 月 25 日

公益社団法人日本精神科病院協会会長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課長



災害拠点精神科病院の指定の促進について

標記について、別添（写）のとおり各都道府県衛生主管部（局）長あて通知しましたので、その趣旨を御了知いただき、傘下会員へ周知の上、必要な協力方お願いします。



医政地発 1225 第 3 号
障精発 1225 第 1 号
令和元年 12 月 25 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精 神 ・ 障 害 保 健 課 長
（ 公 印 省 略 ）

災害拠点精神科病院の指定の促進について

災害医療体制における精神疾患を有する患者の受入れについて、平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震において明らかになった課題等に対応するため、被災地を含めた災害医療関係の有識者が検討する場として「救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会」を開催し、同検討会における議論を踏まえ、災害拠点精神科病院の指定に関して、「災害拠点精神科病院の整備について」（令和元年 6 月 20 日付け医政発 0620 第 8 号・障発 0620 第 1 号厚生労働省医政局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）のとおり各都道府県知事等に対して通知したところです。

同通知において、災害拠点精神科病院を「少なくとも各都道府県内に 1 カ所以上を整備すること」を各都道府県に対して求めたところですが、令和元年 10 月 1 日現在の指定状況は全国で 3 カ所（全て大阪府）であり、現状指定が進んでおりません。

つきましては、災害拠点精神科病院の創設の趣旨を鑑み、早期に指定を行っていただくよう、よろしく願いいたします（指定の目処としては令和 2 年度中まで）。

(参考) 疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について(平成29年3月31日付け医政地発0331第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」(災害時における医療体制の構築に係る指針 2 災害医療の提供(1) 災害拠点病院)(抄)

精神科病院については、平成23年の東日本大震災では被災した精神科病院から多数の患者搬送が行われた。また、平成28年の熊本地震でも被災した精神科病院から595人の患者搬送が行われており、今後想定される南海トラフ地震等の大規模災害においても、同様に多数の精神科患者の搬送が必要となる可能性がある。一方で、災害拠点病院の有する精神病床数は約1万床(全精神病床の約3%)であり、精神科病院からの患者の受入れや、精神症状の安定化等を、災害拠点病院のみで対応することは困難である。このため、精神科病院においても、災害拠点病院と類似の機能を有する災害拠点精神科病院を今後整備する必要がある。